

平成 年 月 日

保護者 様

広島市立舟入高等学校長

### 学校感染症による出席停止について

生徒が「学校感染症」に罹患したときは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため、友人等との接触を避けてください。なお、出席停止中は欠席扱いにはなりません。

医師の許可が出てから学校に登校してください。

(学校感染症一覧 学校保健安全法施行規則第18条より)

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 鳥インフルエンザ (H5N1)
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

..... 切り取り線 .....

### 学校感染症治癒証明書

広島市立舟入高等学校長 様

年 組 番 生徒名 \_\_\_\_\_

1、病 名 \_\_\_\_\_

2、停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないとみとめます。

平成 年 月 日

医療機関名・医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_